

平成28年11月に改正港則法が一部施行され、「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

雑種船の名称及び対象範囲の変更 (港則法第3条第1項)

【改正前】

この法律において、「**雑種船**」とは、**汽艇**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。



【改正後】

この法律において、「**汽艇等**」とは、**汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

(改正前)

ざっしゅせん
『**雑種船**』

名称の変更



(改正後)

きていとう
『**汽艇等**』

対象範囲の変更



汽艇
活動範囲が**主として港内**
であるか否かで判断

総トン数20トン未満の汽船(注1)(注2)
総トン数が**20トン未満か20トン以上**で判断

対象がより明確
になります

(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

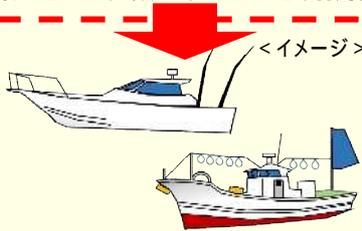
(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「**汽艇等**」となります。

新たに「汽艇等」になる船舶に関連する港則法のルール

「**汽艇等**」となる船舶に以下のルールが適用されます。

【新たに「汽艇等」となる船舶】



主として港外で活動していた総トン数20トン未満の船舶(プレジャーボート、漁船等)

・港内での避航義務 (港則法第18条)

狭い港内では運動性能が悪く操船範囲が限られる大型の船舶を、操船自由度の高い**小型の船舶**が**避けなければなりません**。

・みだり係留の禁止 (港則法第9条)

係船浮標や貨物船など大きな船舶が着岸する公共岸壁などへ**正当な理由なく係留することは禁止**されます。

【お問い合わせ先】 最寄の海上保安部又は管区海上保安本部にお問い合わせください。

第 管区海上保安本部

交通部航行安全課

海上保安部

代表00-0000-0000 (直通00-0000-0000)

代表00-0000-0000 (直通00-0000-0000)